

保 在 第 678号
平成25年10月15日

市内短期入所事業所管理者 各位

福岡市保健福祉局障がい者部
障がい者在宅支援課長

短期入所事業所に係る食事提供体制加算の取扱いについて

日頃から保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、隣接事業所等において、短期入所事業所と日中活動事業所を併用している場合に、食事提供体制加算を複数回算定している事例が散見されております。

つきましては、短期入所事業所に係る食事提供体制加算の算定における留意事項をご確認の上、適切な報酬請求の実施をお願いいたします。

また、過去の請求において、複数回分の算定をしている場合は、過誤対応等が必要となりますので、過誤申立書の提出等、適切な対応をお願いいたします。

留意事項（第二の②（7）⑨）

「報酬告示第7の8の食事提供体制加算については、2の（6）〔生活介護サービス費〕の⑩を準用する。なお、1日に複数回食事の提供をした場合（複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。）の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものである。」

「隣接事業所等」

同一の敷地内における指定短期入所事業所、指定共同生活介護事業所、指定共同生活援助事業所、指定障害者支援施設等（以下「指定短期入所事業所等」という。）の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における指定短期入所事業所等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの

※参照「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号）

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課
電話：092-711-4248 / FAX：092-711-4818

【過誤申立書提出先】

短期入所：障がい者在宅支援課
通所系サービス：障がい者施設支援課